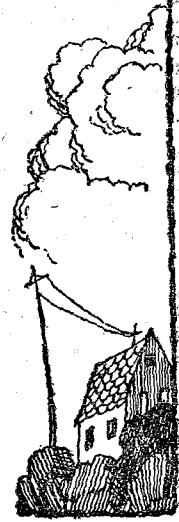




内務省特報



●内務省告示第六十三號

市制第三條及町村制第三條ニ依リ昭和十八年四月一日ヨリ千葉縣東葛飾郡松戸町、馬橋村及高木村ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ松戸市ヲ置ク

昭和十八年三月二十四日

内務大臣 湯澤 三千男

●内務省告示第八十八號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十八年四月七日

内務大臣 湯澤 三千男

路線名

區

間

工事終了期日

二十二號

岡山縣玉野市田井地内

昭和十八年四月七日

●内務省告示第九十二號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十八年四月八日

内務大臣 湯澤 三千男

路線名

區

間

工事終了期日

四

自岩手縣岩手郡御堂村至同縣同郡沼宮内町

昭和十八年四月八日

●内務省告示第二百十六號

大正十四年十月ニ内務省告示第七百八十二號内務省土木出張所名稱及分掌區域中左ノ通改正ス

昭和十八年四月十五日

内務大臣 湯澤 三千男

内務省名古屋土木出張所區域中福井縣ノ次ニ、京都府ノ内福井縣界東舞鶴市間國道トヲ加フ

内務省大阪土木出張所區域中、京都府ノ次ニ、(東舞鶴市福井縣界間國道ヲ除ク)トヲ加フ

●内務省告示第二百十九號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲スベキ國道ノ路線名、區間及工事開始ノ期日左ノ如シ

昭和十八年四月十五日

内務大臣 湯澤 三千男

路線名

區 間

工事開始ノ期日

一 號	自三重縣津市大字岩田 至同縣度會郡小俣町	昭和十八年四月十日
二 號	自廣島縣佐伯郡大野村 至山口縣岩國市大字室ノ木	同
十六 號	和歌山縣和歌山市雜賀屋町 地内	同
十八 號	自島根縣濱田市大字原井 至同縣同市大字熱田	同
二十一 號	自德島縣德島市新藏町 至同縣同市中洲町	同
三十三 號	自長崎縣佐世保市早岐町 至同縣同市若葉町	同
三十五 號	自福井縣大飯郡青郷村 至京都府東舞鶴市宇吉坂	同
四十 號	自福岡縣門司市大字門司 至同縣同市大字大里	同
特三十七 號	自千葉縣木更津市高柳 至同縣安房郡富崎村	同

●東條内閣總理大臣の地方長官會議に於ける訓示

四月十二日地方長官會議に於て東條内閣總理大臣のなされたる訓示の要旨左の如し。

今や帝國は最後の勝利を目指して、國の全力を擧げて戦ひ續けてゐる、この曠古の大戦争において、わが勝利を決定的のものたらしむるためには、けだし今後の一年間における戦力の増強如何が

その鍵をなしてゐる、今後の一年こそは正に帝國の隆替を決すべき重大なる年である。

畏くも 天皇陛下におかせられましたは、昨年十二月十二日、皇大神宮に御親拜あらせ給うたのである。有史以來未だ曾てためし無き征戰途上の御親拜を拜し、聖慮の程を拜察し奉り、只々恐懼感激に堪へぬ次第である、私は諸君と共に全力を盡して御奉公に萬全を期し、もつて聖慮を安んじ奉らんことを固く誓ふものである。この大戦争の眞只中に在る帝國の國內施策は、一切を擧げて、勝つことのために集中せねばならぬことは、更めて多言を要しない、政府がこの方針に基いて、先般帝國議會に提出したる豫算案及び法律案は、悉く協賛を経て既に實施せられつゝある、これらの實施に關し、今日における諸君の御奉公の目標は、精神的方面においてもまた物的方面においても、一に戦力の増強にあることを銘記せられ、渾身の力をこれに集中して行政の運営に當らねばならぬ。

現下喫緊の要務たる生産の増強に關しては、諸君においても格別盡力せられてゐるのであるが、昨年末以來各方面の努力の效著るしく現はれ、各部門共良好なる成績を擧げつゝあることは、洵に欣幸に堪へない次第である。政府においては特に鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等重要物資の生産増強については、特別の手段を採ることとし、既に戰時行政特例法等の御制定を仰ぎ、從

來の行き掛りに捉はれず、法規の掣肘をも除く途を拓いた次第であるが、今後各方面に互つて更に工夫を凝し、諸計畫に何等遲滯なからしむるは素より、一步進んで計畫量以上の増産を期して努力致す所存である。諸君においても時局に鑑み、政府の意を體し區々たる進繩に捉はれず、適時適應の處置に出で、思ひ切つて生産増強の指導に當られんことを切に望む次第である。

この重大時局に直面致し、最も緊要なることは、一億國民が常に必勝の信念を堅持し、飽迄も強靱なる闘志を以て戦ひ抜くことである。今や國民は戦ひに勝たんがために、不自由を忍び、艱難に堪へて各自の最善を盡してその業に勵んでゐる。愈々必勝の信念を固くし、生活の刷新、消費の節約、貯蓄の増強に徹底し如何なる事態にも動ぜざる實實剛健にして、清新簡素なる戦時生活を確立せんとしてゐるのである。肇國以來幾度か國難を突破して參つた大和魂は、今こそその威力を最高度に發揮せられんとしてゐるのである。諸君はこの國民の盛り上る忠誠心を愈々昂揚し、臣道實踐の實を擧げ官民一致聖戰完遂に邁進せんことを期せられたる。

今後戦局の進展に伴ひ、更に國民生活の上に種々の影響が生ずることも想像せられるのであるが國民が愈奮起してこれに堪へ、これを克服して行かねばならぬことを思へば、官吏たる者はこの時局下の國民に對しては、飽くまでも暖き思ひ遣りの心を以てし

出來得る限り懇切丁寧を旨とし、國民が不安や不満を抱くことな
く進んで各々の業に勵むやうに特に努めねばならぬのである。苟
くも諸君の管下において、不安を抱き、又は不満を有する者があ
つたならば、諸君は之を積極的に導き丁寧を教へ以て諸君の管下
にかくの如き者の一人もなからんことを期せねばならぬ。かくし
てこそ民を視ること子の如しと慈しみたまふ大御心に副ひ奉るこ
とも出來非常時局下の複雑なる行政の圓滿なる運行をも期し得る
のである。又官紀の肅正については、時局の進展と共に、官吏た
るものは愈々自らを省みて言行を慎み眞に一般の儀表たるの實を
具へねばならぬ。多くの部下を有する官吏において特に然りであ
る。しかし率ふるに當つては、常に寛嚴宜しきを得、一方にお
いて春風の如き骨肉の温情を以てこれを導くとともに邪を正すに
當つては秋霜の如き凜然たる態度を以てこれに臨むことを要す
る、周到なる注意と温情とを一方に持つてこそその部下に對する
鞭撻もまた威力があり、一家の如き親しみの中に自ら侵し難き規
律あることを期し得るのである。

今や、政府は全力を擧げて各般の施策を樹立し、これを實現徹
底せしめ以て聖明に應へ奉らんことを期して居るのであるが、政
府の決定したる方針が、一度諸君の許に達せらるるや、その趣旨
が速に諸君の部下にまた管下一般に徹底する如く、いはゆる縦の
線が十分に一貫することは特に現下の時局においては極めて必要

である。これがためには諸君はみづから率先陣頭に立つて事に當り、行政の末梢に至るまでの透徹状況を機を逸することなく實地についてこれを調査し、常に新なる工夫を加へてこれが滲透を圖り、以て聊かの緩みをも生ぜしめず、政府の意圖が正しく、速に傳へられ實現せられるやう、不斷の努力を續けることが肝要である。

私は就任以來今日に至るまで、或は地方長官會議において或は他の機會において已に屢々訓示を以て所信を披瀝して參つたのであるが私のこの際特に強く希望致すことは、これが實行せらるることである。これについては切に諸君の一段の努力を要望する次第である。今や時局はいよいよ重大ならんとしてゐる。第一線の行政を擔當してをられる諸君の職責はますます重大である。わたくしは諸君が渾身の力をこめて、この上共一層奮闘せられんことを切望する次第である。

●地方長官會議と湯澤内務大臣の訓示

湯澤内相は地方長官會議の第二日十三日の内務省關係會議において次の如く訓示し、時局下生産力増強に關する有機的綜合行政の機能發揮の必要、治安維持、防空態勢の強化整備、東京都制案、市制町村制改正案等による地方制度改正の運用に際しての監督官廳の措置、第一線行政官の心構へ等につき所信をのべて地方長官の任務の重大性を強調した。

内相訓示要旨 緒戦に續く現下の段階こそは、皇國の蔭替と東亞の興廢とを決すべき最も重大なる時期である。この際益々國內態勢を強化し、學國一體戦力の増強完備を圖ることは刻下喫緊の要務である。

第八十一回帝國議會においては、緊要の諸案悉く成立し、時局に處すべき萬全の準備も茲に確立するに至つたが、政府の方針に即應し、國家總力の發揮に萬全を期するは現下最も緊要のことである。就中生産力の増強に關し、今日政府が地方長官の努力に期待する所は極めて大なるものがある。必要なる地方には曩に地方各廳連絡協議會を設置し地方長官主宰の下に、第一線機關の連絡を緊密にし、有機的綜合的なる行政機能の發揮を圖ると共に、又地方長官を中心として重要港灣に於ける各種行政の綜合運營體制を確立し、港灣機能の増強を圖りつゝあるのもこの趣旨に外ならぬのである。

治安維持の完璧を期するは現下の時局に鑑み最も緊要とする所である。今後戦局の進展に伴ふ戦時諸施策の實施の銃後民心に與ふる影響は、治安上注意を要するもの多々ありと存ぜられるのである。また敵國及び敵性國の策謀は愈々熾烈を極め、國內に於ける不逞矯激の思想運動亦其の跡を絶たざる實情にあつて銃後治安の要は益々緊切なるものがある。平素非常緊急の事態に對處すべき各般の方策をして毫も遺漏なからしむるは素より、苟も國民の

情報局の改組に伴ふ人事異動は四月一日左の如く發令された

情報局次長 奥村喜和男
情報局第一部長、情報局第二部長事務取扱を命ず

情報局情報官 佐藤 勝也
情報局第一部長心得を免ず

同 福田 篤泰
情報局總裁官房祕書課長兼文書課長を命ず

同 林 馨
情報局第一部企畫課長を命ず

同 高橋 貢
情報局第一部情報課長を命ず

同 彌富元三郎
情報局第一部國民運動課長を命ず

同 下野 信恭
情報局第一部週報課長を命ず

同 宮本 吉夫
情報局第二部新聞課長を命ず

同 竹本 孫一

情報局第二部出版課長を命ず

同 水谷 史郎
情報局第二部放送課長を命ず

同 磯野 勇三
情報局第三部對外報道課長兼情報局第三部調査課長を命ず

同 田付 景一
情報局第三部對外事業課長を命ず

同 金井 元彦
情報局第四部檢閲課長兼情報局第四部藝能課長を命ず

同 井上 司朗
情報局第四部文藝課長を命ず

同 佐藤 勝也
情報局情報官 熊谷 則正

同 古橋才次郎
情報局總裁官房審議室勤務を命ず

情報局情報官 松村 秀逸
情報局情報官 高瀬 五郎

依願免本官
情報局情報官兼文部省教學官

依願免本官

依願免本官並兼官

昭和十八年四月二十日

特命全權大使從三位勳一等

任外務大臣

國務大臣陸軍中將從三位勳一等功五級

任內務大臣

內閣總理大臣兼陸軍大臣陸軍大將正三位勳一等功二級

兼任文部大臣

任農林大臣

任國務大臣

任情報局總裁

外務大臣兼情報局總裁

依願免本官並兼官

依願免本官

(各通)

內務大臣 湯澤三千男

文部大臣 橋田 邦彦

農林大臣 井野 碩哉

不破 祐俊

重光 葵

安藤紀三郎

東條 英機

山崎達之輔

大塚 唯男

天羽 英二

谷 正之

內務大臣 湯澤三千男

文部大臣 橋田 邦彦

農林大臣 井野 碩哉

依願免本官(以上四月二日內閣)